

三田市火災予防条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第52条 省略</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から3月を経過した日から施行する。ただし、第51条の規定は、公布の日から施行し、第3条第1項第17号ケからスまで、第4条第1項第2号、第7条第1項第3号、第33条第21号ア、キ、ケ及びコ、第22号イ、エ及びオ並びに第23号の規定は、公布の日から6月を経過した日から、第10条第1項第3号及び第33条第1項第2号の規定は、公布の日から1年を経過した日から適用する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の条例(三田市火災予防条例。以下「新条例」という。)の公布の日から起算して3月を経過した日までは、新条例の規定にかかわらず、なお改正前の条例(昭和37年三田市条例第24号。以下「旧条例」という。)の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>施行日において、現に使用されている燃料タンク及び危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに係る規準については、新条例第3条第1項第17号及び第33条第21号から第23号までの規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p>4 <u>旧条例第4条第1項第2号の規定は、新条例公布の日から起算して6月を経過した日までは、なお従前のおり適用する。</u></p>	<p>第1条～第52条 省略</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から3月を経過した日から施行する。ただし、第51条の規定は、公布の日から施行し、第3条第1項第17号ケからスまで、第4条第1項第2号、第7条第1項第3号、第33条第21号ア、キ、ケ及びコ、第22号イ、エ及びオ並びに第23号の規定は、公布の日から6月を経過した日から、第10条第1項第3号及び第33条第1項第2号の規定は、公布の日から1年を経過した日から適用する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成23年政令第405号。付則第5項において「改正政令」という。)による改正後の危険物の規制に関する政令第1条第1項第9号の規定により、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの(以下この項から第4項までにおいて「新規対象」という。)のうち、第33条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。</u></p> <p><u>(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。</u></p> <p>3 <u>新規対象のうち、第33条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。</u></p> <p>4 <u>新規対象のうち、第33条の2第2項第1号から第8号まで、第33条の3の2(第3号を除く。)又は第33条の4第2項(第1号、第10号及び第11号を除く。)に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が付則第2項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。</u></p> <p>5 改正政令による改正後の危険物の規制に関する政令第1条第1項第9号の規</p>

以下省略	<u>定により新たに指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長に届け出なければならない。</u> 以下省略
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

三田市火災予防条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
第1条～第12条の2 省略 (変電設備) 第13条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(12) 省略 2～3 省略	第1条～第12条の2 省略 (変電設備) 第13条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(12) 省略 2～3 省略 <u>(急速充電設備)</u> 第13条の2 <u>急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u> (1) <u>その筐体は不燃性の金属材料で造ること。</u> (2) <u>堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</u> (3) <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u> (4) <u>充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u> (5) <u>急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u> (6) <u>急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u> (7) <u>漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止</u>

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第14条 省略

- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第20号並びに前条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第20号、前条第1項第4号及び第7号から第12号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力10キロワット未満のものうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板(板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準について

させる措置を講ずること。

- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
 - (9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
 - (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
 - (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
 - (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - (13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
 - (14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- 2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第7号、第10号及び第11号の規定を準用する。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第14条 省略

- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第20号並びに第13条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第20号、第13条第1項第4号及び第7号から第12号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力10キロワット未満のものうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板(板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準について

は、第3条第1項第1号(アを除く。)及び第20号、前条第1項第9号、第10号及び第12号並びに本条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。

(1)～(2) 省略

5 省略

以下省略

は、第3条第1項第1号(アを除く。)及び第20号、第13条第1項第9号、第10号及び第12号並びに本条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。

(1)～(2) 省略

5 省略

以下省略